

令和6（行ウ）第102号 自由に不妊手術等を受けることのできる地位確認等請求事件

原告 梶谷風音 外4名

被告 国

準備書面（6）

令和7（2025）年5月14日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 亀 石 倫 子

外5名

第1 訴状25頁表2（訴状訂正申立書別紙25頁表2）記載の数値算出方法に関する補足説明

頭書事件につき、従前提出した書面を精査していたところ、訴状25頁（訴状訂正申立書別紙25頁）に記載された【表2：諸外国における避妊法の利用率（甲33：Contraceptive Use by Method）】の表中の数値と、証拠記載の数値との関係について、一部説明が不十分であったことが判明したため補足する。

表2における各避妊手段の利用率は、証拠記載の「何らかの避妊手段（Any Method）」を用いている者の割合を分母とし、特定の避妊手段を用いている者の割合を算出したものである。たとえば、アメリカの場合、対象とされた15歳から49歳の全女性のうち「何らかの避妊手段（Any Method）」を用いている者は61.4%であり、この数字を分母として、全女性に対する割合で13.7%とされた「女性避妊手術（Female Sterilization）」の利用率を再計算

すると22.3% ($13.7 \div 61.4 \times 100$)となる。これが、表2に記載された数値である。

実際に避妊を行っている者を母数とする方が、各手段の利用割合としてより実態を反映すると考えられるため、表2ではこのような再計算値を用いた。記載された数値自体に誤りはないが、その算出根拠の説明が不足していたためここに補足する。

第2 証拠の撤回及び提出について

また、甲33号証に関して、表2の基礎となる数値が記載されたページ(21～22頁)が一部欠落していたことが判明したため、同証拠を撤回する。そのうえで欠落部分を補充した文書を甲33号証の1として改めて提出し、該当部分の和訳を甲33号証の2として提出する。

以 上